

蒲郡市男女共同参画プラン推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 蒲郡市男女共同参画プラン（以下「プラン」という。）の推進を図るため、蒲郡市男女共同参画プラン推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) プランの施策展開における取組状況の検証及び助言に関する事項
- (2) その他プランの推進を図るために必要な事項

(組織)

第3条 推進委員会の委員は、委員10人以内をもって組織し、学識経験者、各種団体等代表者、一般公募による者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 推進委員会の庶務は、市民生活部協働まちづくり課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委

員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。